

地域間交流支援(RIT)事業 事前調査 福岡県北九州市-中国・上海地区案件【環境】 海外出張調査にかかる専門家の公募

2018 年 7 月 9 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 赤 星 康

《事前調査》

日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という。)では、地域に集積する中小企業群と海外の企業群とのビジネス交流を促進する事業として、2007 年度より「地域間交流支援事業(Regional Industry Tie-Up Program : 以下、RIT 事業)」を実施しています。RIT 事前調査事業「福岡県北九州市-中国・上海地区案件」では、国内実施主体である北九州市環境局環境国際経済部アジア低炭素化センターおよび国内地域企業のために、海外側での環境分野に関する情報収集及びマッチング企業の発掘を目的とする専門家派遣を行います。ご関心のある方は下記公募内容をご確認の上、ご応募願います。

【案件概要】

北九州市の環境関連分野で中国・上海地区とのビジネス交流の可能性を調査する

【参考 1】RIT 事業について

RIT 事業では日本と海外の産業集積地・中小企業群・国内実施主体が協力して傘下企業の商談を支援することで、地域中小企業の国際化、ひいては地域産業の活性化に寄与することを目指します。

■2018 年度 RIT 事業採択案件一覧

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2018/cd96c9798c87c045/2.pdf

■RIT 事業について

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/pdf/gaiyou.pdf>

■RIT 事業紹介 URL

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/>

【参考 2】国内実施主体について

国内実施主体である北九州市環境局環境国際経済部アジア低炭素化センターは北九州市、(公財)北九州国際技術協力協会(KITA)、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)の三者で構成されており、それぞれの「技術輸出」、「人材育成」、「調査研究」という強みや、北九州市がこれまで培ってきた公害克服の経験とノウハウを活かしながら、低炭素社会の実現に即した

環境技術や地域開発等の手法などについて、企業のビジネス活動に結びつくよう様々な面から支援している。

■国内実施主体紹介 <http://www.asiangreencamp.net/>

記

1. 応募資格

(1) 必須条件

- ① 日本在住である個人又は日本法人(登録法人)。
- ② 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ③ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
- ④ 個人にあつては本人が、法人にあつては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑤ 本事業及びジェットロ事業での契約実績がある場合、その業務内容等において重大な問題を起こしていないこと。
- ⑥ ジェトロ及び国内実施主体の指示する派遣期間内での派遣に対応可能であること。
- ⑦ 国内実施主体が設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れること。

(2) 専門性(以下の条件を全て満たしていること)

- ① 交流対象分野の技術・製品について一定の知見を有していること。かつ、本事業の対象地域(中国・上海地区)において、10年以上の実務経験を擁していることが望ましい。
- ② 該当する国内地域又は海外地域のビジネス動向等について広い知見を有しており、業務遂行に必要な人的ネットワークを有していること。

(3) その他専門性(以下の条件を満たしていることが望ましい)

派遣先国・地域で派遣中の調査業務を円滑に執行できる十分な語学力(中国語)を有すること。

(4) 留意事項

本業務は地域間産業交流の補完的役割を担うものであり、特定企業又は事業の利益に与するものではないことを確認・理解すること。

2. 業務委託内容

(1) 派遣先国・地域での業務

《事前調査》

- ① 派遣先国・地域における当該産業の現状を現場で調査し、国内地域の産業との共通点、

相違点等を分析し、交流の接点を発掘する。

- ② 本事業の海外実施主体(海外側で海外企業との連絡・調整等の事務的役割を担う、交流パートナー)候補機関等と地域間産業交流の将来的なビジョンや交流におけるビジネスマッチングの位置づけなどについて協議を行い、具体的な連携の可能性を見極める。
- ③ 派遣先国・地域の企業訪問等を通じて、国内地域企業とのビジネスマッチングの可能性を見出す。

※ 訪問企業のアポイントメントの取得については、JETRO国内外事務所、国内実施主体が行う。

(2) 派遣後の業務

- ① 派遣先国・地域の企業情報を国内地域企業に提供し、ビジネスマッチングの支援を行う。
- ② 調査結果、企業・海外実施主体との協議結果等について本事業の国内実施主体に報告し、国内実施主体による国内外両地域間産業交流の事業計画の策定・更新の支援を行う。
- ③ JETRO及び国内実施主体が主催する報告会等において、速やかに調査/派遣結果を報告する。また、JETROに調査報告書を帰国後 1 カ月以内に提出する。
- ④ 本派遣とは別に、国内研究会等で本交流の促進に資する専門知識・情報の提供を依頼する場合がある。(「7」参照)

3. 募集人数

1名(派遣経費・活動費をJETROで負担)

4. 派遣回数および派遣期間

2018 年度 2 回程度

(1 回目) 8 月下旬に 1 週間程度(海外出張調査)

(2 回目) 11 月下旬に 1 週間程度(海外出張調査)

※派遣時期、派遣期間、派遣回数は進捗状況により変更の可能性があります。

※本事業の予算等の都合により事業継続が不可能なときは、一部派遣の中止もあり得ます。

5. 派遣先国・地域

中国-上海地域

6. 派遣形態

JETROと個人、又は個人が所属する企業・団体等と海外案件専門家業務委託契約書を締結する
業務委託方式

7. 派遣旅費等

(1)①ジェトロの外国旅費規程に基づき、日本一派遣先国間の航空券(往復)を現物支給。

②ジェトロの外国旅費規程に基づく宿泊料、日当を支給。

又は、

(2)①ジェトロの外国旅費規程に基づき、旅行代理店が手配するパック旅行(宿泊料、航空券等を含む)を現物支給。

②ジェトロの外国旅費規程に基づく日当を支給。

※現地活動に必要な通訳費や車両借り上げ費等はジェトロが負担する。

※本派遣とは別に、国内研究会等で本交流の促進に資する専門知識・情報の提供を依頼する場合がある。その場合は、ジェトロ規程に基づき、講師謝金を支払うものとする。但し、名目・実質にかかわらず本事業の実施主体又は事務局の構成員の場合は、この限りではない。

(3)ジェトロは「11.(2)」のとおり選考結果を採択者(専門家)に通知した時点で、(1)①の航空券(往復)又は(2)①のパック旅行の手配を開始する。

※採択結果の通知日以降に専門家の都合により本派遣の中止又は派遣期間の変更が必要となった場合は、専門家に航空券手配もしくはパック旅行手配に係る取消料又は変更手数料をご負担いただきます。

8. 謝金

ジェトロの謝金等の支出基準に関する内規に基づき、派遣期間中 1 日につき 2 万円の謝金を支給。

※国内から海外、海外から国内への移動日は除く。

※実施主体又は事務局の構成員が専門家となった場合は、この限りではない。

※派遣前・派遣後に「2. 業務委託内容(2)③」以外の業務が別途発生する場合は、ジェトロの内規に基づき係る謝金をジェトロの判断により支払うことができる。

9. 応募方法

(1)提出書類

- ① 申請書(法人契約の場合は、契約締結者欄に法人の情報を記入)
- ② 会社概要(法人契約の場合のみ)

(2)提出方法

2018年7月24日(火)17:00 まで(必着)に、必要書類を下記のアドレスに電子メール及び郵送で提出すること。

※ FAXでの提出は受け付けておりません。

※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出先

ジェトロ北九州貿易情報センター(担当: 八木沼)

E-mail: KIT@jetro.go.jp

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8-1

アジア太平洋インポートマート(AIM)8階

10. 応募期間

2018年7月9日(月)～7月24日(火)17:00

11. 選考手続き

- (1) 第一次選考: 書類選考、第二次選考: 面談(書類選考の上、別途日時を連絡。原則、面談は北九州貿易情報センターにおいて行います。なお、面談にかかる旅費はジェトロでは負担しません。)
- (2) 選考結果は採否のみを応募者本人に通知します(法人契約の場合も同様)。なお、採否理由はお答えできません。

12. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定及び派遣手続きのために利用します。

13. 担当部課

ジェトロ北九州貿易情報センター(担当: 八木沼)

E-Mail: KIT@jetro.go.jp

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8-1

アジア太平洋インポートマート(AIM)8階

※ 電話やFAXでのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトでご公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）